

## 社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	22-①	分野	年金	担当課	健康福祉政策課
<p>年金は高齢期の住民の生活を支える根幹です。年金制度は国の事務ですが、住民の暮らしを守るためにも地方自治体として、下記のことをぜひ国に要請してください。</p> <p>①すべての日本国在住者を対象とする、無拠出の最低保障年金制度を創設すること。その支給年齢は60歳とし、財源は消費税増税によらないこと。又、制度発足までの間、基礎年金国庫負担分月額3.3万円を無年金・低年金者に支給すること。</p>					
<p>回答要旨</p> <p>最低保障年金制度の創設など今後の公的年金制度の改革については、民主・自民・公明3党間での協議や、社会保障制度改革国民会議における検討が行われると聞いております。</p> <p>また、無年金・低年金者対策として「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」等に基づき、受給資格年数の短縮や低年金者への福祉的給付措置が実施される予定です。</p> <p>年金制度の改革は高齢者の方々をはじめ県民の生活に与える影響が大きいことから、県といたしましても国の動向を注視してまいります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	22-②	分野	年金	担当課	健康福祉政策課
<p>年金は高齢期の住民の生活を支える根幹です。年金制度は国の事務ですが、住民の暮らしを守るためにも地方自治体として、下記のことをぜひ国に要請してください。</p> <p>②高齢者の生活実態に配慮し、「特例水準解消」を理由とした支給額 2.5% 切り下げを行わないこと。マクロ経済スライドによる引き下げを行わないこと。現役世代の将来不安となる支給開始年齢の引き上げを行わないこと。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>特例水準の段階的解消を目的とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が、現在、国会で審議中です。</p> <p>また、マクロ経済スライドによる支給額引き下げ、支給開始年齢の引き上げについては、国における今後の検討課題とされています。</p> <p>年金制度の改革は高齢者の方々をはじめ県民の生活に与える影響が大きいことから、県といたしましても国の動向を注視してまいります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	22-③	分野	年金	担当課	健康福祉政策課
<p>年金は高齢期の住民の生活を支える根幹です。年金制度は国の事務ですが、住民の暮らしを守るためにも地方自治体として、下記のことをぜひ国に要請してください。</p> <p>③受給資格年数を10年に短縮するなどの改善策の実施は、消費税増税を前提とせず、すみやかに行うこと。あわせて年金は毎月支給とし、申請主義の改善を図ること。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>受給資格年数の短縮については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、消費税を10%に引き上げた時点から行うこととされています。</p> <p>また、年金を毎月支給とする場合、システム改修費等について国民負担となることが見込まれるため慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>なお、年金はご本人の請求により支給開始されるものですが、請求書の事前送付や、未請求者に請求を促す「お知らせ」の送付など、制度の改善が図られています。</p> <p>年金制度の改革は高齢者の方々をはじめ県民の生活に与える影響が大きいことから、県といたしましても国の動向を注視してまいります。</p>					